

多度津町中小企業融資制度のご案内

多度津町では、中小企業の方々の経営の安定及び成長の振興を目的として、中小企業融資制度を設けています。
融資をご希望の方は、町内金融機関を経由して、町へお申込み下さい。

制 度 の 概 要	
対 象 者 の 要 件	・ 町内に営業所もしくは主たる事務所を有する中小企業者(※)であること ・ 引き続き6ヶ月以上同一事業を経営している方であること ・ 市町村税を完納している方であること ※中小企業者とは、常時使用する従業員の数が下記の人数以下の会社及び個人であって、信用保証の対象となる業種を営む方を指します。 ○商業・サービス業・・・5人以下 （ただし、宿泊業及び娯楽業については、20人以下） ○製造業・その他・・・20人以下
取 扱 金 融 機 関	(株)百十四銀行、(株)香川銀行、(株)中国銀行、高松信用金庫
融 資 限 度 額	運転資金 設備資金 運転・設備併用資金 } 500万円以内
融 資 期 間 と 償 還 方 法	72ヶ月以内(貸付月は除く)の毎月元金均等償還／繰上償還可能 うち、6ヶ月以内の据置期間を置くことが可能。
貸 付 利 率	固定 年2.1%
保 証 料 率	審査によります。 <u>※町の補給金制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。</u> ※セーフティネット保証を利用する場合は、保証料率が0.60%になります。 ※保証料は、県信用保証協会(087-851-0062)へお問い合わせください。
保 証 人	・ 保証人の徴求基準は県信用保証協会の定めによるものとし、県内に居住し、市町村税を完納し、かつ返済能力のある者とする。 ・ 保証人の保証件数は、2件以内とする。 ・ 本制度により融資を受けている者は、その返済を待たずして他人の保証をすることはできない。ただし、金融機関及び保証協会が認めた場合は、この限りでない。
申 請 フ ロ ー	①事業者が金融機関へ相談 ②金融機関が信用保証協会へ「信用保証委託申込書」等を提出。 ③事業者(委任した場合は金融機関)が町に申請書を提出。 ④町認定後、「融資決定通知書」が発行されるため、事業者が金融機関へ提出。 ⑤信用保証協会の認定後、融資開始

中小企業融資制度の各手続きについて

●融資に必要な書類 ※取引金融機関へ事前にご相談されることをお勧めします。

	多度津町中小企業融資申込書
	信用保証協会全国統一申込書式(写し)
	市町村税の完納証明書(法人及び代表者)
	【法人の場合】法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(写し)
	営業所または主たる事業所の位置図
	【個人の場合】確定申告書の写し(2期分) 【法人の場合】決算書(明細書含む)の写し(2期分)
	所得証明書(写しでも可)
	印鑑証明書(写しでも可)
	【金融機関等が代理で申込する場合】委任状
	【経営者保証を付ける場合】誓約書
	【許認可業種の場合】許認可証(写し)
	【借り直しの場合のみ】中小企業融資等返済状況報告書(原本)
	その他町長が必要と認める書類

●保証料補給金の給付について

- ・ 多度津町中小企業融資制度をご利用の方で、期限内に融資金を約定どおり完済した方には、県信用保証協会が徴収した保証料相当額の補給金給付制度があります。
- ・ 完済後、停滞なく保証料補給金交付申請書を提出して下さい。

※完済時点で、町もしくは金融機関から確認のご連絡を差し上げます。

セーフティネット保証制度について

●制度の概要

取引先企業等の倒産、事業活動の制限、自然災害、取引先金融機関の破綻、金融機関の相当程度の合理化、全国的な業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業に対して、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

※ 実際の保証額については金融機関や信用保証協会の金融上の審査(事業見通し・返済能力等)が行われますので、無条件で倍額までの保証が受けられるものではありません。

●対象者

法人の場合は本店が、また、個人事業者の場合は主な事業所が町内にある中小企業者で、以下の要件に該当する経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている方。

●申請に必要な書類 ※取引金融機関へ事前相談のうえ、役場産業課に提出してください。

- ・ 所定の申請書及び添付書類 — 1部
- ・ 【金融機関等が代理で申込する場合】委任状
- ・ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)もしくは個人事業開業届とそれを受け付けたことが分かる書類 — 1部
- ・ 売上高が分かる書類等(例:試算表や売上台帳) — 1部
- ・ その他認定に必要と認められる書類